

第 1 期 事 業 報 告

〔 平成 26 年 10 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで 〕

阪神国際港湾株式会社



事業報告

(平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

アジア諸港の台頭により、我が国港湾が相対的にその地位を低下させたことなどを背景に、国はコンテナ港湾の国際競争力を強化するため更なる「選択」と「集中」を図ることとし、平成22年8月、阪神港は「国際コンテナ戦略港湾」に選定されました。そして、国際戦略港湾施策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を上下分離方式により経営統合し、当社阪神国際港湾株式会社を設立しました。

その後当社は、同年11月に港湾法で定める本則の港湾運営会社の指定を受け、同年12月には国及び民間からの出資を受け入れ、日本初の「特定港湾運営会社」となりました。現在の資本金・資本準備金はそれぞれ7億30百万円、株主構成は財務大臣 34.2%、神戸市・大阪市の両港湾管理者がそれぞれ 30.8%、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行合わせて4.2%となっています。

これにより、国及び港湾管理者、港湾運営会社との協働体制が構築されることとなり、港湾運営会社として阪神港を一元的に運営するとともに、「集貨」「創貨」「国際競争力強化」を柱とする国際戦略港湾施策の一翼を担う組織として、民の視点により、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めているところです。

平成26年度の集貨につきましては、国において創設された「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用し、西日本諸港から東アジア主要港に流れている貨物を奪還する広域集貨促進事業や新規基幹航路誘致事業、コンテナターミナルのゲート前の混雑緩和を図る渋滞対策事業などを国及び神戸市・大阪市の両港湾管理者と連携し実施いたしました。

また、コンテナラウンドユースを支援する阪神インランドコンテナデポ(滋賀県野洲市)を活用し、荷主や輸送業者への個別セールスや説明会の開催を行うなど更なる利用促進を図っています。

施設(荷役機械)整備につきましては、国の直轄事業として実施される岸壁の耐震化、大水深化に併せて、22列対応の高規格ガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存ガントリークレーンについても順次計画的に更新を行いターミナル機能の高規格化を進めているところです。

平成26年度は、神戸地区において、ポートアイランドの荷役機械2基(平成26年度完成)、六甲アイランドで荷役機械3基(平成27年度完成)の計5基の整備を実施するとともに、大阪地区では荷役機械3基の更新(平成27年度完成)及び1基の改良を実施いたしました。

阪神港の一元的運営につきましては、上下分離後の両埠頭会社(下物会社)、国及び両港湾管理者の施設を借り受け、効率的・機動的な運営により、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいます。

神戸地区においては、ポートアイランドでは、コンテナ埠頭9バース、ライナー埠頭15バース、六甲アイランドでは、コンテナ埠頭7バース、フェリー埠頭3バース、大阪地区では、咲洲でコンテナ埠頭8バース(国際フェリー埠頭2バース含む)、ライナー埠頭7バース、内航フェリー埠頭9バース及び大阪港総合流通センターなどを、

また、夢洲では、コンテナ埠頭3バース及び付帯施設の管理運営を実施いたしました。

また、施設の維持修繕についても、当社施設と両埠頭会社から借り受けた施設を当社が一元的に実施することにより、トータルコストの削減と借受者の要望に的確に対応してまいりました。

以上により、当事業年度の営業収益については、64億77百万円、営業利益は3億2百万円、経常利益は2億80百万円、退職給付引当金の取崩しによる特別利益が1億9百万円により、当期純利益2億47百万円となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当事業年度の主な設備投資の状況は、下記のとおりとなっております。

事業区分	地区名	内容	実施額 (税込)
貸付金対象事業	港湾法第55条の7に基づく事業	咲洲	荷役機械更新等 450百万円
	港湾法第55条の9に基づく事業	ポートアイランド 六甲アイランド 咲洲	荷役機械更新等 2,435百万円
その他事業	ポートアイランド 六甲アイランド	舗装改修工事等 80百万円	
合計			2,965百万円

※港湾法第55条の7及び第55条の9に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金(4割)、港湾管理者無利子借入金(4割)、特別転貸債借入金(1割)、自主財源等(1割)で構成されています。

貸付金対象事業にかかる資金調達については、次のとおりとなっており、貸付金対象事業以外の資金調達については、自主財源を充てております。

借入区分	金額
国庫金転貸無利子借入金	1,154百万円
港湾管理者無利子借入金	1,154百万円
特別転貸債借入金	288百万円
市中銀行借入金	288百万円
合計	2,885百万円

(3) 直近事業年度の財産及び損益の状況

区分	単位	第1期
営業収益	百万円	6,477
経常利益	百万円	280
当期純利益	百万円	247
1株当たり当期純利益	円	10,345.86
総資産	百万円	13,407

(4) 対処すべき課題

メガキャリアにおける船舶の大型化や共同配船など、港を取り巻く情勢が変化している中、阪神港が世界に選択される港であり続けるためには、荷役機械をはじめとしたハード整備を利用者ニーズを踏まえ今後も着実に進める必要があります。

集貨については、TPPの締結などにより、今後、日本の全体の貨物の流れが大きく変化することも予想されますが、こうした動きに的確に対応するため、国や港湾関係者とのこれまで以上に密接な連携が求められると考えています。

また、港の港勢拡大には創貨も不可欠となりますが、創貨については経済・産業政策とも連携した官民一体となった取り組みを展開することが必要となります。

(5) 主要な事業内容

外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
港湾振興に寄与する集貨・集客促進事業の実施

(6) 本社及び事業所

本 社 神戸市中央区御幸通 8-1-6
神戸事業所 神戸市中央区浜辺通 5-1-14
大阪事業所 大阪市住之江区南港北 2-1-10

(7) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

従業員数
96名

(注)従業員数は、平成26年度における正社員(神戸市及び大阪市からの派遣者含む)、準社員、嘱託職員及び出向社員の数であり、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入残高
神戸市	2,346百万円
大阪市	765百万円
株式会社三井住友銀行	167百万円
株式会社みずほ銀行	41百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	41百万円
株式会社日本政策投資銀行	37百万円

2. 株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000株
(2) 発行済株式の総数 29,200株
(3) 株主の状況

株主	持株数
財務大臣	10,000株
神戸市	9,000株
大阪市	9,000株
株式会社三井住友銀行	800株
株式会社みずほ銀行	200株
株式会社三菱東京UFJ銀行	200株
合計	29,200株

3. 会社役員に関する事項 (平成27年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
犬伏 泰夫	代表取締役会長	株式会社神戸製鋼所 名誉顧問
川端 芳文	代表取締役社長	
寺本 良平	取締役副社長	
中村 光男	取締役副社長	
徳平 隆之	取締役	大阪市港湾局長
吉井 真	取締役	神戸市みなと総局長
鈴江 孝裕	取締役	鈴江コーポレーション株式会社 代表取締役社長
丸山 英聡	取締役	日本郵船株式会社 取締役常務経営委員
黒田 勝彦	監査役	
森脇 肇	監査役	

(注1) 平成26年10月22日付で鈴江孝裕及び丸山英聡は取締役に就任しております。

(注2) 徳平隆之、吉井真、鈴江孝裕及び丸山英聡は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 黒田勝彦及び森脇肇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	27百万円
監査役	2名	3百万円
合計	8名	30百万円

(注1) 当事業年度末現在の人員は、取締役8名、監査役2名ですが、無報酬の社外取締役が2名いるため、支給人員と相違しております。

(注2) 平成26年10月1日開催の臨時株主総会において、取締役報酬総額を年額80百万円以内、監査役報酬総額を年額8百万円以内と決議いただいております。

5. 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	徳平 隆之	当事業年度中に4度開催された取締役会のうち2回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	吉井 真	当事業年度中に4度開催された取締役会のうち3回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	鈴江 孝裕	当事業年度中に4度開催された取締役会のうち3回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	丸山 英聡	当事業年度中に4度開催された取締役会のうち3回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	黒田 勝彦	当事業年度中に4度開催された取締役会の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	森脇 肇	当事業年度中に4度開催された取締役会の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

6. 社外役員責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役、社外監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりであります。

① 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

② 社外監査役

社外監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

7. 会計監査人の状況

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額 5百万円

8. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成26年10月1日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成26年10月1日施行）を制定しました。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限を区分することにより、業務執行における責任の明確化を図る。
- ② 取締役及び執行役員は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。
- ③ 業務の適正を確保する体制を確立するため、副社長（総務担当）をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとる。
- ⑤ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 情報公開規程において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時、閲覧できるようにする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制を確立するため、副社長（総務担当）をリスク管理担当役員とする。全社的なリスク管理に係る対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応する。
- ② 必要に応じて、規程・要綱・要領の制定、研修の実施等を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行並びに執行役員の業務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、執行役員に業務執行に関する職務権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- ② 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役及び執行役員は職務を執行する。
- ③ 取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、取締役、執行役員等にて構成される経営会議において審議する。
- ④ 取締役会規則、執行役員規則、職務権限規程その他業務運営規程に基づき、取締役及び使用人（執行役員も含む。以下同じ。）の職務権限を定め、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、執行役員¹の業務執行状況を監督する。
 - ② 使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育研修及び啓発活動を行う。
 - ③ 会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、使用人及び関係者からの報告体制を整える。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を使用人の中から任命することが出来ることとする。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- ① 取締役は、取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
 - ② 取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告する。
- (8) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。
 - ② 監査役は、取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

第 1 期 計 算 書 類

〔平成26年 10月1日から
平成27年 3月31日まで〕

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

阪神国際港湾株式会社 

貸借対照表

平成 27年 3月 31日 現在

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	8,823,913	【流動負債】	3,567,837
現金及び預金	6,174,910	営業未払金	2,927,150
営業未収金	347,162	1年内返済長期借入金	28,850
未収入金	1,949,357	未払金	408,514
前払費用	19,351	未払費用	6,448
未収消費税等	181,811	未払法人税等	140,962
繰延税金資産	17,484	前受収益	6,281
その他	133,834	賞与引当金	42,974
【固定資産】	4,583,581	その他	6,654
(有形固定資産)	3,464,300	【固定負債】	8,139,298
建物	44,824	長期借入金	3,371,490
構築物	84,744	長期預り敷金保証金	4,584,613
機械及び装置	1,999,281	退職給付引当金	152,773
工具、器具及び備品	32,653	繰延税金負債	30,420
建設仮勘定	1,302,796		
(無形固定資産)	17,956	負債合計	11,707,135
ソフトウェア	17,956	純資産の部	
(投資その他の資産)	1,101,324	【株主資本】	1,700,359
投資有価証券	170,000	(資本金)	730,000
差入敷金保証金	920,246	(資本剰余金)	730,000
長期前払費用	11,077	資本準備金	730,000
		(利益剰余金)	240,359
		その他利益剰余金	240,359
		繰越利益剰余金	240,359
		純資産合計	1,700,359
資産合計	13,407,494	負債純資産合計	13,407,494

損 益 計 算 書

自 平成 26年 10月 1日 至 平成 27年 3月 31日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

科目	金額	
営業収益		6,477,926
営業費用		5,005,739
営業総利益		1,472,186
販売費及び一般管理費		1,169,351
営業利益		302,835
営業外収益		
受取利息	403	
有価証券利息	216	
業務受託収入	28,779	
貸倒引当金戻入額	19,629	
その他	545	49,573
営業外費用		
支払利息	331	
創立費	71,550	
その他	13	71,894
経常利益		280,514
特別利益		
退職給付引当金取崩益	109,170	109,170
税引前当期純利益		389,685
法人税、住民税及び事業税	136,389	
法人税等調整額	5,950	142,339
当期純利益		247,345

株主資本等変動計算書

自平成26年10月1日至平成27年3月31日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額							
新株の発行	730,000	730,000	△ 6,986	723,013			1,453,013
その他資本剰余金から繰越 利益剰余金へ振替			6,986	6,986	△ 6,986	△ 6,986	-
当期純利益					247,345	247,345	247,345
当期変動額合計	730,000	730,000	-	730,000	240,359	240,359	1,700,359
当期末残高	730,000	730,000	-	730,000	240,359	240,359	1,700,359

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法によっております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額を計上(簡便法による)しております。

4.その他計算書類の作成のための基準となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1.担保資産及び担保付債務

投資有価証券 170,000 千円を行政財産賃貸借契約にかかる契約保証金として差し入れております。

2.関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,834,197 千円
長期金銭債権	76,975 千円
短期金銭債務	163,085 千円
長期金銭債務	3,111,840 千円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	136,768 千円
営業費用	626,139 千円
販売費及び一般管理費	△1,664,885 千円
営業取引以外の取引	325 千円

販売費及び一般管理費の取引高には国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金及び阪神港の貨物集貨施策に関する協定書に基づく負担金による収入が含まれております。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	29,200 株
------	----------

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,919 千円
賞与引当金	14,190 千円
退職給付引当金	49,269 千円
公共施設負担金	16,050 千円
その他	5,854 千円
繰延税金資産小計	92,284 千円
評価性引当額	4,432 千円
繰延税金資産合計	87,852 千円

繰延税金負債

差額負債調整勘定	52,349 千円
退職給与負債調整勘定	48,439 千円
繰延税金負債合計	100,788 千円
繰延税金負債の純額	12,936 千円

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については元本返還の確実性が高く、かつ有利な円建て預貯金、債券及び円建て金銭信託に限定しております。

未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は大阪市債であります。

未払金はそのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

資金調達については、「港湾法」等に基づき、設備投資にかかる借入を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額※	時 価※	差 額※
(1)現金及び預金	6,174,910	6,174,910	—
(2)未収入金	1,949,357	1,949,357	—
(3)投資有価証券	170,000	170,518	518
(4)営業未払金	(2,927,150)	(2,927,150)	—
(5)長期借入金	(3,400,340)	(3,402,177)	(1,837)

※負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)営業未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

1年以内の返済を予定している借入金を含んでおります。

また、時価については、借入金の元利金合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注2)差入敷金保証金(貸借対照表計上額 920,246千円)及び長期預り敷金保証金(貸借対照表計上額 4,584,613千円)は市場価格がなく、かつ実質的な預託期間を算定することは困難であり、合理的なキャッシュフローを見積ることが極めて困難であると認められるた

め、時価開示の対象としておりません。

VII 関連当事者との取引に関する注記

1. 主要株主

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	国	被所有 直接 34.2%	補助金の收受	国際戦略港湾競争力強化 対策事業費補助金	1,161,000	未収入金	1,161,000
	神戸市	被所有 直接 30.8%	設備投資資金の 借入	設備投資資金の借入 (注1)	1,831,500	長期借入金	2,346,840
				設備投資資金借入金の 利息 (注1)	314	未払利息	73
			負担金の收受	阪神港の貨物集貨施策に 関する協定書に基づく負 担金	503,000	未収入金	503,000
	大阪市	被所有 直接 30.8%	設備投資資金の 借入	設備投資資金の借入 (注1)	765,000	長期借入金	765,000
				設備投資資金借入金の 利息 (注1)	11	未払利息	11
			負担金の收受	阪神港の貨物集貨施策に 関する協定書に基づく負 担金	12,448	未収入金	12,448

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1)港湾法等に基づき借入を行っております。

(注2)取引金額及び期末残高には、消費税は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の子会社	神戸港埠頭 株式会社	なし	事業用地の賃借	事業用地等の賃借 (注1)	2,068,835	営業未払金	244,897
				事業用地等の賃借に係る 敷金の差入	773,167	差入敷金保証 金	773,167
	大阪港埠頭 株式会社	なし	事業用地の賃借	事業用地等の賃借 (注1)	1,456,500	—	—

(注1)賃貸借契約書に基づく取引を行っております。

3. 役員等

役員及びその近親者との取引に注記すべき事項はありません。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	58,231円48銭
1株当たり当期純利益	10,345円86銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、1株当たり情報は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。